

千葉市議会改革推進協議会報告書

平成26年12月16日

目 次

【本編】

1	議会改革推進協議会の設置目的	1
2	議会改革推進協議会委員名簿	1
3	議会改革推進協議会における協議の概要	2
4	協議結果	
(1)	5分科会審査とすることに伴う申し合わせ事項等詳細事項の見直し	3
(2)	議員定数の見直し	3
(3)	議会報告会等の検討	5
(4)	通年議会等議会運営の検討	5
(5)	政策条例の提案	5
(6)	I C Tの活用	5
(7)	議会の災害対策及び活動の体系化について	6
5	議会改革推進協議会の開催日及び主な協議事項	7

【資料編】

9

本市議会は、平成２５年７月１１日開催の幹事長会議の決定を踏まえ、「千葉市議会改革推進協議会」（以下「議会改革推進協議会」という。）を要綱設置した。（Ｐ１０【資料編】千葉市議会改革推進協議会設置要綱のとおり）

議会改革推進協議会では、議会改革について１年６か月にわたり協議し、このたび、平成２６年１２月３１日に設置期間終了を迎えるに当たり、これまでの協議結果をまとめ、設置要綱第７条に基づき議長に報告する。

１ 議会改革推進協議会の設置目的

議会改革推進協議会は、議長、副議長を含む１６人（平成２５年１２月１１日からは１５人）で構成され、千葉市議会の基本理念に則り、議会改革を一層推進するため設置されたものである。

（設置期間：平成２５年７月１１日から平成２６年１２月３１日まで）

２ 議会改革推進協議会委員名簿

H25. 7. 11～H26. 12. 31

区 分	委 員 名	備 考
自由民主党 千葉市議会議員団	秋 葉 忠 雄	
	川 村 博 章	幹事長
	宇留間 又衛門	委員長（議長）
	小 川 智 之	
	米 持 克 彦	
民主党 千葉市議会議員団	段 木 和 彦	幹事長（H26. 7. 23～）
	白 鳥 誠	（幹事長～H26. 7. 22）
公明党 千葉市議会議員団	近 藤 千鶴子	幹事長（H26. 4. 21～）
	川 岸 俊 洋	（幹事長～H26. 4. 20）
日本共産党 千葉市議会議員団	中 村 公 江	
	福 永 洋	幹事長
未来創造ちば	福 谷 章 子	副委員長（副議長）
	佐々木 久 昭	幹事長

次世代の党・ 維新の党 ※	宍 倉 清 藏		幹事長
市民ネットワーク	山 田 京 子	H25. 7. 11～H26. 6. 1	幹事長
	湯 浅 美和子	H26. 6. 2～H26. 12. 31	
みんなの党 千葉市議団	櫻 井 崇	H25. 7. 11～H25. 12. 10	幹事長

※ 会派名の推移

H25. 7. 11～H26. 2. 13 日本維新の会千葉市議団
H26. 2. 14～H26. 9. 2 日本維新の会・結いの党
H26. 9. 3～H26. 9. 21 次世代の党・結いの党
H26. 9. 22～H26. 12. 31 次世代の党・維新の党

3 議会改革推進協議会における協議の概要

千葉市議会「議会のあり方」検討協議会からの引き継ぎ4項目とその他協議すべき3項目を、幹事長会議及びプロジェクトチームを活用し協議することとした。

まず、5分科会審査とすることに伴う申し合わせ事項等詳細事項の見直しについては、正副委員長案を了承し、平成25年第3回定例会から実施した。

(1) 本協議会の取り組み事項

残りの引き継ぎ3項目とその他協議すべき3項目の計6項目を本協議会の取り組み事項とした。

- ① 議員定数の見直しについては、幹事長会議で精力的に協議することとし、平成26年第3回定例会での定数条例の改正を目指した。
- ② 議会報告会等の検討については、政策条例の提案を検討するプロジェクトチームで併せて検討することとし、政策条例を提案する際の市民意見を聴取する手法として検討した。
- ③ 通年議会等議会運営の検討については、本協議会において、先行する他都市の状況などを研究して検討した。
- ④ ⑤ 政策条例の提案及びICTの活用については、それぞれプロジェクトチームを設置し、機動性を重視し検討することとした。
- ⑥ 議会の災害対策及び活動の体系化については、早急に協議すべきものとして、本協議会で協議した。

協議会の設置期間も限られていることから並行して協議を進めるため機動性を重視し、精

力的に協議した。その結果、以下のとおり結論が得られた。

4 協議結果

(1) 5分科会審査とすることに伴う申し合わせ事項等詳細事項の見直し

予算・決算審査特別委員会分科会を2分科会審査から5分科会審査に見直したことに伴い、申し合わせ事項（先例）を変更した。

この申し合わせ事項の変更に基づき、平成25年第3回定例会決算審査特別委員会分科会より5分科会審査を実施し、定例会終了後の平成25年10月10日開催の第4回議会改革推進協議会から5分科会審査に係る詳細事項を検証し、下記のとおり決定した。

(5分科会審査に係る決定事項)

項 目	決定した事項	決定した協議会
申し合わせ事項 (先例)	別添 P13【資料編】予算・決算審査特別委員会分科会申し合わせ事項（先例）のとおり	第1回
分科会における副委員長、分科会副主査の発言	副委員長、副主査は分科会において発言できることを確認した。	第7回
分科会における発言時間	一括質問、一問一答方式ともに答弁を含め、45分を目安とすることとし、不都合があれば再度、協議する。	第14回
1分科会当たりの指摘要望事項数	概ね2件とする。	第14回
指摘要望事項のまとめ方	局別審査終了後に正副主査案を事前に配付し、本会議散会后(常任委員会終了後)に分科会で協議する。	第7回
指摘要望事項を調整する場	予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会主査が集まり、指摘要望事項の確認、調整を行う。	第8回
指摘要望事項を行政に反映する仕組み	分科会の指摘要望事項は、文書回答だけではなく、執行部に説明を求める。	第9回
改選後に協議する事項	財政局審査の特出し、分科会審査日程については、改選までは現状の取扱いとし、改選後に協議する。	第14回

(2) 議員定数の見直し

幹事長会議で9回にわたり協議・検討を重ね、その後の議会改革推進協議会において最終協議が行われた結果、議員定数削減のための条例案を提案することが決定された。

当初、幹事長会議では、削減数の意見は異なるが削減に賛成する５会派、現状維持を求める１会派、１増とする１会派の概ね３つの意見に分かれ、意見集約に至らない状況であったが、その後、削減に賛成の５会派において削減数の合意が図られたことから、議長より「反対する会派はあるが、削減を求める５会派が４減で一本化され、一定の方向性が見出されたことから今後の協議はオープンな協議会のことである」との提案がなされ、了承を得て、平成２６年４月２８日開催の第１１回議会改革推進協議会に協議経過を報告した。

報告を受けた議会改革推進協議会で協議を行ったが、各会派の意見は削減に賛成、反対に分かれ、合意には至らなかった。

(主な意見)

賛 成	反 対
・ 厳しい財政状況の中、議員も身を削り、議会費に占める人件費の割合を減らすべき。 ・ 緑区で住民意見を反映できている現状に鑑み、議員１人当たり人口は２万人が妥当。 ・ 市は将来の人口減少、財政状況を見据えスリムな組織体制にする必要があるため、議会も率先するべき。 ・ 議会の行政改革として、議員定数削減に取り組むべき。 ・ 政令市の状況を比較すると、議員１人当たり人口をもっと増やしてよい。 ・ 限られた議員数で住民意見を吸い上げる努力をするべき。 ・ 定数を減らす努力をしないのは民意なのか。緑区の状況にできるだけ近づけることが、本市の状況を見たときに必要。	・ 話し合いで決定し、権力を行使する直接民主主義が大前提。 ・ 主権者の代表としての多様性を反映できるようにすることが望ましい。 ・ 法定定数の撤廃により、人口増に基づき定数増するほうが、住民意見を反映しやすい。 ・ 定数減は大政党に有利に働き、民意が正確に反映されない。 ・ 定数減により首長、行政への監視機能が低下する。 ・ 定数減は自治体の弱体化を招き、議員が身近な存在でなくなるため、住民の地方自治への参加を縮小する。 ・ 政令市のデータを基に人口２万人に議員１人とするのではなく、緑区や中央区のように人口が増えている区の定数を増やすべき。 ・ 過去の勉強会での講師見解のとおり、客観性のある第三者機関で議論すべき。

協議会で議論を尽くしても意見の収束がみられないため、正副委員長案として「定数を減らしても、議会の広聴機能の充実といった方策を検討するとともに、議員がより一層努力することで、民意を反映させることは可能と思われることから、大方の意見を踏まえ、

『第2回定例会に議員定数を4人減員し50人とする提案をする』」ことが示された。その結果についても、正副委員長案を了承するとの会派が5会派、了承できないとの会派が2会派であった。

最終的に全会派の合意には至らなかったが、大方の会派の了承が得られたため、平成26年6月2日開催の第13回議会改革推進協議会において、「第2回定例会で、議員定数を4人減員し50人とする条例案を提案すること」を決定した。

※この決定を受け、平成26年第2回定例会において、議員定数を4人減（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区から各1人減）とする改正案が可決された（次回の一般選挙より実施）。

（３）議会報告会等の検討

議会改革推進協議会において3回にわたり協議され、市民への何らかの報告会等を実施する必要性については、概ね方向性が一致した。

その後、政策条例策定体系検討チームにおいて協議・検討された。平成26年7月28日開催の第14回議会改革推進協議会において議会報告会等の検討の協議結果が報告され、平成26年9月3日開催の第15回議会改革推進協議会において、単なる議会報告会ではなく市民意見を聴取する意見交換会として千葉市議会政策形成基本フロー（P14【資料編】参照）の中に位置づけ、広聴機能の充実強化をすることとした。

（４）通年議会等議会運営の検討

通年議会の導入について、政令指定都市及び導入済みの府県議会の状況を調査した。

また、平成26年2月14日開催の第9回議会改革推進協議会において、議会運営委員会が行政視察を行った長崎県議会の通年議会導入後の運営上の変更点、導入のメリット、デメリットなどについて報告がなされ、質疑応答の後、今後も他都市の状況を調査し、検討することを決定した。

（５）政策条例の提案

政策条例策定体系検討チームにおいて10回にわたり協議・検討を重ねた。

平成26年7月28日開催の第14回議会改革推進協議会において条例提案までの策定体制や手法の協議結果（P18【資料編】参照）が報告され、平成26年9月3日開催の第15回議会改革推進協議会において、千葉市議会が一丸となって問題を解決するために方向性等を決定し、政策条例を策定するためのスキーム（体系）となる千葉市議会政策形成基本フロー（P14【資料編】参照）を策定した。

（６）ＩＣＴの活用

ＩＣＴ化推進チームにおいて16回にわたり協議・検討を重ねた。

平成２６年１０月２７日開催の第１６回議会改革推進協議会において、①タブレット型端末を活用した文書共有システム導入、②システムの本格稼働に向けた情報共有サーバーの来年度予算の計上、③システムの本格稼働に向けて導入するシステム・機種や運用に向けての仕組みの整理など、具体的な検討・協議を行うことが望ましいとの協議結果（Ｐ２２【資料編】参照）が報告された。

１１月２５日開催の第１７回議会改革推進協議会において、①タブレット型端末を活用した文書共有システムの導入は概ね了解され決定した。

②システムの本格稼働に向けた情報共有サーバーの来年度予算の計上については、チームの報告どおり了解する意見と予算執行にあたっては課題を検討してから執行する条件付きの意見があった。システムの本格稼働に向けた具体的な協議や課題の検討を切れ目なく継続して行う必要があることから、今後の協議する場を正副委員長で改めて検討し、後日、幹事長会議で報告することとなった。

（７）議会の災害対策及び活動の体系化について

議会改革推進協議会で協議が進められ、「執行部に対する要請・要望等は議長に一元化」、「議員は各地区の防災組織（避難所運営委員会）や市災害対策本部に対し、補佐的な役割を果たすことが重要」、「連絡体制・手段は、最悪の事態を含め、段階的な対応を想定すべき」などの意見が出された。これらの意見を踏まえ、大規模災害時に議会及び議員がどのような対応をとるべきかを定めた「千葉市議会大規模災害対応の手引き（案）」を作成し検討を行い、平成２５年１２月１１日開催の第７回議会改革推進協議会において「千葉市議会大規模災害対応指針」（Ｐ１５【資料編】参照）として取りまとめた。

あわせて、大規模災害時に議会がどう対応するかを協議する場として「災害対策会議」を設置することとし、同じく第７回議会改革推進協議会において「千葉市議会災害対策会議設置要綱」（Ｐ１７【資料編】参照）を策定した。

その後、「千葉市議会大規模災害対応指針」及び「千葉市議会災害対策会議設置要綱」に、避難所等の情報を掲載した「資料編」を合わせ、「大規模災害対応ハンドブック」として全議員に配付した。

※平成２６年第１回定例会中の３月１２日に、議会開催中の大地震発生を想定した災害対応訓練を実施し、議場から避難した後、千葉市議会災害対策会議を開催した。

※平成２６年１０月６日には、台風１８号に伴い市災害対策本部が設置されたことから、千葉市議会災害対策会議を設置し、被害状況等の情報を共有するとともに、議員がどう対応するかを再確認した。

5 議会改革推進協議会の開催日及び主な協議事項

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成25年8月9日	1 協議会の運営について 2 議会改革の推進における協議事項等について
第2回	平成25年8月30日	1 議会改革の推進における協議事項等について
第3回	平成25年9月12日	1 P Tについて 2 議会報告会等の検討について 3 議会の災害対策及び活動の体系化について 4 通年議会等議会運営について
第4回	平成25年10月10日	1 議会の災害対策及び活動の体系化について 2 議会報告会等の検討について 3 5分科会審査の検証について 4 通年議会等議会運営について
第5回	平成25年10月30日	1 議会の災害対策及び活動の体系化について 2 議会報告会等の検討について 3 5分科会審査の検証について 4 通年議会等議会運営について
第6回	平成25年11月21日	1 議会の災害対策及び活動の体系化について 2 5分科会審査の検証について
第7回	平成25年12月11日	1 議会の災害対策及び活動の体系化について 2 5分科会審査の検証について
第8回	平成26年1月16日	1 5分科会審査の検証について 2 通年議会等議会運営について
第9回	平成26年2月14日	1 5分科会審査の検証について 2 通年議会等議会運営について 3 プロジェクトチームの検討状況について (1) 政策条例策定体系検討チーム (2) ICT化推進チーム
第10回	平成26年3月19日	1 5分科会審査の検証について 2 議員定数について
第11回	平成26年4月28日	1 5分科会審査の検証について 2 議員定数について
第12回	平成26年5月14日	1 議員定数について
第13回	平成26年6月2日	1 議員定数について 2 5分科会審査の検証について

第 14 回	平成 26 年 7 月 28 日	1 予算・決算審査特別委員会における 5 分科会審査の検証について 2 プロジェクトチームの検討状況について （１）政策条例策定体系検討チームの協議結果 （２）ＩＣＴ化推進チームの検討状況
第 15 回	平成 26 年 9 月 3 日	1 政策条例の策定体系案について
第 16 回	平成 26 年 10 月 27 日	1 プロジェクトチームの検討状況について （１）ＩＣＴ化推進チームの協議結果 2 協議会とりまとめ案について
第 17 回	平成 26 年 11 月 25 日	1 ＩＣＴの活用について 2 協議会報告書案について

資料編目次

【資料編】

1	千葉市議会改革推進協議会設置要綱	10
2	千葉市議会の基本理念	12
3	予算・決算審査特別委員会分科会申し合わせ事項（先例）	13
4	千葉市議会政策形成基本フロー	14
5	千葉市議会大規模災害対応指針	15
6	千葉市議会災害対策会議設置要綱	17
7	政策条例策定体系検討チーム協議結果報告書	18
8	I C T化推進チーム協議結果報告書	22

千葉市議会改革推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市議会は、「千葉市議会の基本理念」に則り、議会改革を一層推進するため千葉市議会改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 協議会は、議会の運営など委員長が必要と認める事項について協議・検討する。

(組織の構成等)

第3条 協議会の委員は、議長、副議長を含む15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 自由民主党千葉市議会議員団 | 5人 |
| (2) 民主党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (3) 公明党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (4) 日本共産党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (5) 未来創造ちば | 2人 |
| (6) 次世代の党・維新の党 | 1人 |
| (7) 市民ネットワーク | 1人 |

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(会議)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

7 協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

8 協議会の決定にあたっては、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会)

第5条 委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

(記録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第7条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第8条 協議会の設置期間は、本要綱の施行の日から平成26年12月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

基本理念

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

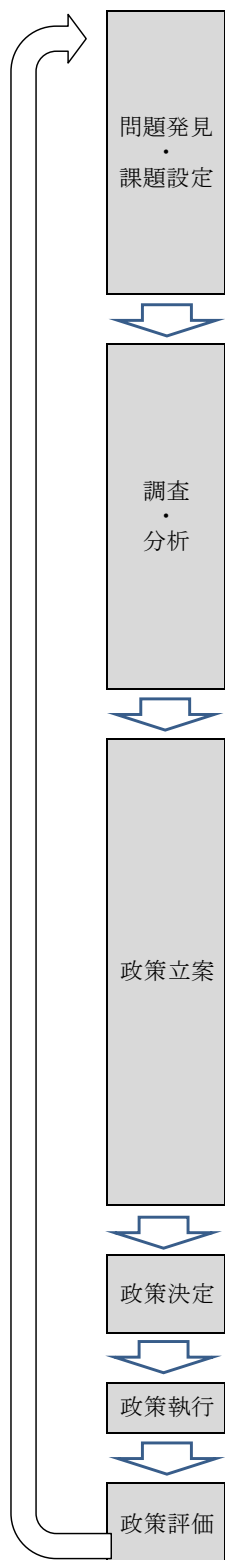
また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

予算・決算審査特別委員会分科会申し合わせ事項(先例)

No	協議・検討項目	申し合わせ事項											
1	分科会委員の構成	後記276に記載のため削除する。											
2	分科会における質疑の人数	5分科会制の導入に伴い、削除する。											
3	分科会に関する規定	276 予算審査特別委員会・決算審査特別委員会											
		<table><tr><td rowspan="5">(1)名称及び所管</td><td>総務分科会</td><td>総務委員会所管</td></tr><tr><td>保健消防分科会</td><td>保健消防委員会所管</td></tr><tr><td>環境経済分科会</td><td>環境経済委員会所管</td></tr><tr><td>教育未来分科会</td><td>教育未来委員会所管</td></tr><tr><td>都市建設分科会</td><td>都市建設委員会所管</td></tr></table>	(1)名称及び所管	総務分科会	総務委員会所管	保健消防分科会	保健消防委員会所管	環境経済分科会	環境経済委員会所管	教育未来分科会	教育未来委員会所管	都市建設分科会	都市建設委員会所管
		(1)名称及び所管		総務分科会	総務委員会所管								
				保健消防分科会	保健消防委員会所管								
				環境経済分科会	環境経済委員会所管								
				教育未来分科会	教育未来委員会所管								
			都市建設分科会	都市建設委員会所管									
		(2)定 数	総務分科会	総務委員会(11人)									
			保健消防分科会	保健消防委員会(11人)									
			環境経済分科会	環境経済委員会(10人)									
			教育未来分科会	教育未来委員会(11人)									
			都市建設分科会	都市建設委員会(11人)									
		(3)主査及び副主査	①それぞれの分科会に主査1人、副主査1人を置く										
			②各分科会の正副主査には、該当する常任委員会の正副委員長を充てる										
			③主査に事故があるとき、または欠けたときは副主査が主査の職務を行う										
		(4)審 査 方 法	5分科会を同時に開催し、局部単位に審査する。ただし、財政局審査は、別に審査日を設け、同時開催前に行う										
		(5)委員の差し替え	①財政局審査のみ、同一会派内において認める ②差し替えの申し出は、財政局審査日の前日までに理事（非交渉会派は幹事長）を通じて行う										
		(6)委員外議員の発言	①財政局審査に際し、総務分科会委員が選任されていない会派は1人に限り認める。また、同分科会委員に選任されていない無所属議員について認める。										
			②委員外議員の発言時間は、答弁を含め10分以内とする										
		(7)発 言 方 法	常任委員会における取り扱いに準じ、一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式を認める										
(8)委 員 席	会派単位の割り振りとする												
(9)説明員	①予 算	・ 関係局部課長等											
		・ 副市長・財政局は必要に応じて出席する											
		—											
②決 算	・ 関係局部課長等												
	・ 副市長・代表監査委員・財政局・会計室・監査委員事務局は必要に応じて出席する												
	—												
(10)答弁保留の取り扱い	原則として当日処理とし、資料による対応も可能とする。なお、最終日の場合は、後日文書により回答する。												
(11)資料要求の取り扱い	原則として分科会で諮る。												
(12)分 科 会 報 告	口頭報告は省略し、文書報告とする												
(13)指摘要望事項	分科会における各委員の発言の中から、反対のない事項について、正副主査が取りまとめ、分科会で決定する。												
(14)市政記者の傍聴	日刊紙記者(市政記者会所属記者)については、認めるのを例とする												
(15)一般傍聴	常任委員会における取り扱いに準じ、一般傍聴を認める												
4	理事会に関する規定	277 予算審査特別委員会理事会・決算審査特別委員会理事会											
		(1)構成	議会運営委員会委員長及び同委員会理事を理事に充てる。 (予算・決算正副委員長及び分科会主査は、諮問者の立場で出席する。)										
		(2)役割	予算・決算審査特別委員会の円滑適正な運営を図るため、次の事項について協議する。 ①運営日程に関すること。 ②委員会の議事の進行に関すること。 ③質疑等の取り扱いに関すること。 ④その他、委員長が必要と認めた事項に関すること。										

千葉市議会政策形成基本フロー

一般的な
政策形成フロー



○ 市民意見の聴取(請願・陳情、市民からの相談、意見交換会)



○ 議員(会派)からの問題提起



○ 幹事長会議で、この後の協議先等を確認



※政策条例作成の場合

○ 常任委員会((仮称)政策条例検討会)の開催口



調査課と執行部で協議調整

○ { 所管事務調査
他市の実態調査
利害関係者や学識経験者の意見聴取
市民意見の聴取(報告会・公聴会・意見交換会・アンケート調査)



○ 達成手段の決定



※政策条例作成の場合

○ 小委員会で条例案の骨子作成



○ 議員間討議(議員主体)で条例案の作成



○ 市民意見の聴取(パブリックコメント・意見交換会)



○ 小委員会で市民意見の対応を検討



○ 議員間討議で条例案・市民意見に対する回答等の確定



○ 発議上程 ⇒ 採決



○ { 議決機関としての責任を整理・確認・検証
反映状況を所管事務調査(モニタリングするため常任委員会で継続事項とする。)
予算編成への取組みや決算状況等を監視・評価

千葉市議会大規模災害対応指針

平成25年12月11日議長決裁

1 目的

この指針は、千葉市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、被害を最小限に留めるために、千葉市議会及び議会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めるものである。

2 基本方針

大規模災害時*においては、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。本市議会は、下記の基本方針に基づき対応を図るものとする。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 議長は、会派及び議員へ適切な情報提供を行うとともに、会派及び議員から提供された情報と要望を一元化し、災害対策本部長へ要請する。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に最大限の協力を行う。

*大規模災害：市・区災害対策本部が設置される規模の災害を想定

- 1 地震 ○市域に震度5強以上の地震
○東京湾内湾に大津波警報
○東海地震予知情報・警戒宣言 等
- 2 風水害
- 3 大規模事故災害

3 大規模災害発生時の対応

(1) 初動期…発生から概ね24時間

①会議開催時の対応

- ア 議長又は委員長は、直ちに休憩又は散会を宣言する。
- イ 自身の安全を確保し、状況を確認し避難誘導に従い避難する。
- ウ 議会事務局は避難状況を確認し、議長に報告する。
- エ 議会事務局は災害・被害状況の把握に努め、議長に報告し指示を受けるとともに、議員に対し必要な連絡調整を行う。
- オ 議員は状況及び今後の対応に応じて、適宜退庁する。

※ 議事堂からの避難方法は資料編1ページ「議事堂からの避難誘導マニュアル」参照

②会議閉会時及び議会退庁後の対応

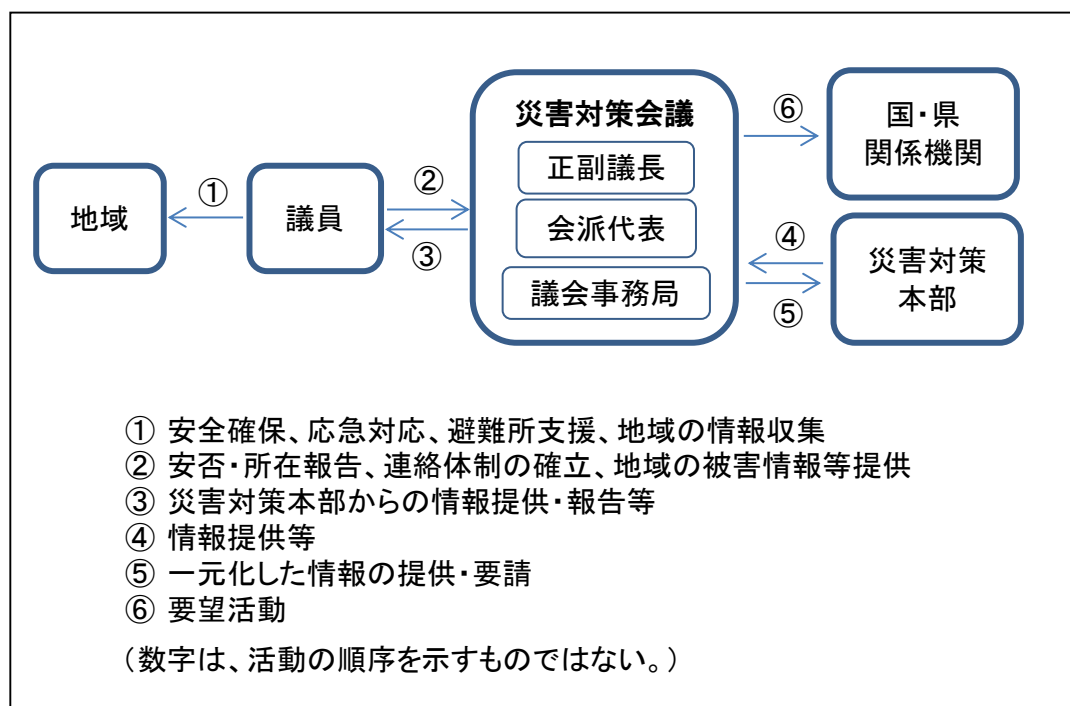
- ア 議長は千葉市議会災害対策会議(以下、災害対策会議)を設置し、関係議員を招集する。
- イ 議員は議会事務局に自らの安否・所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ウ 議員は地域において市民の安全確保や応急対応等にできる限り協力する。

- エ 議員は地域の被災状況や被災者の要望等について、災害対策会議に情報提供する。
- オ 災害対策会議は寄せられた情報・要望を一元化し、災害対策本部へ提供する。
- カ 災害対策会議は災害対策本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報を提供する。

(2) 初動期経過後

- ア 初動期に引き続き、連絡体制を継続し、地域の被害状況等の収集・提供、避難所支援に努める。
- イ 災害対策会議において、今後の対応について協議を行う。
- ウ 災害対策会議は必要に応じ、国、県、関係機関等に対し要望活動を行う。

○対応のイメージ図



4 その他

(1) 議長に事故あるときは下記の順により対応する。

- ①副議長 ②議会運営委員会委員長 ③議会運営委員会副委員長
④総務委員会委員長 ⑤総務委員会副委員長

(2) 議会事務局への連絡方法

- ①電話 043-245-5465
②FAX 043-245-5565
③電子メール somu.AS@city.chiba.lg.jp
④ショートメール 080-1140-5380 (事務局防災用携帯電話)

(3) この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。

千葉県議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 東京湾内湾に大津波警報、高潮特別警報が発表されたとき
- (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (5) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各会派の代表をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長は、その他必要と認める者の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員から提供された被災情報を一元化し、千葉県災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと
- (3) 市本部からの依頼事項に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月11日から実施する。

政策条例策定体系検討チーム協議結果報告書

はじめに

この報告書は、政策条例策定体系検討チームの協議結果について千葉市議会改革推進協議会に提出するものである。

1 政策条例策定体系検討チームについて

(1) 構成 各会派（一部会派除く）より選出の5委員

詳細は「5 検討チーム委員の構成」のとおり

(2) 協議事項は以下の2項目

ア 条例提案までの策定体制や手法

イ 議会報告会等の検討

2 条例提案までの策定体制や手法について

「千葉市議会政策形成基本フロー」（P 2 1 チーム資料1）を作成し、千葉市議会の一般的な政策形成フローを協議した。このフローは、本市議会が一丸となって問題を解決するために方向性等を決定し、政策条例を策定するためのスキーム（体系）になると考えた。

問題発見・課題設定では、請願・陳情等から市民意見を聴取し、幹事長会議に問題提起され、議会全体で一丸となって問題を解決することが決定されたら、**調査・分析**する機関（原則、常任委員会での協議であるが常任委員会での協議が困難であれば（仮称）政策条例検討会を要綱で設置）で、所管事務調査、他市の実態調査、利害関係者や学識経験者の意見聴取、市民意見の聴取（報告会・公聴会・意見交換会・アンケート調査）を状況に合わせて実施する。

政策立案では、小委員会（正副委員長を含む4～5人の選抜会議）で条例案の骨子を作成する。その後、議員間討議で条例案を作成して、パブリックコメントや市民との意見交換会で条例案に対する市民意見の聴取を行う。市民意見の聴取については、意見交換会を、原則1回行い、議会が主体となり、執行部は同席せず質疑は出席議員の対応で実施し、開催時期・回数・会場は臨機応変に実施する。市民意見の聴取後は、小委員会で市民意見の反映案や市民意見の回答案を作成し、議員間討議で作成する。

政策決定（発議上程・採決）、（執行部の）**政策執行**を経て、それに対する**政策評価**を行う政策形成基本フローとなっている。



【意見】

- 1 今後、政策条例案の検討が多数になることや政策条例案作成に専門的な知識が必要になることも想定されるので、議会事務局に恒常的に政策立案を行う政策法務担当職員の配置または増員が必要である。

- 2 現地調査・他市の事例調査時の視察旅費や学識経験者の意見聴取時の報償費、市民意見の聴取時の会場使用料等は予算化されていないため、予算確保が必要である。
- 3 千葉市議会が市内大学との政策立案等のアドバイザー協定を締結すると、学識経験者の意見聴取や学生からの意見の聴取も実施しやすくなる政策形成の一つの手法として考えられるので、そういう方向で検討されたい。

3 議会報告会等の検討について

議会報告会は、目的・テーマを絞って実施することになるが、定例会の結果報告や政策立案した結果報告では、それに対して市民が意見を出しても反映することができない。それであるならば市民意見の反映を結果に取り入れることが大切と考え、市民との交流による議会広聴の手法として、政策形成時の市民との意見交換会のあり方を検討した。

政策条例を策定する過程の政策立案の中で最低1回は市民との意見交換会を実施することが望ましいと協議した。この意見交換会は、問題発見から調査・分析、そしてその結果である政策条例作成の経緯を説明し、そこから市民意見の聴取を目的として実施する。

その後、市民意見を反映させた政策条例や質問に対する回答を報告する機会も再度必要であると想定した。これは、政策提案が作成・決定される過程で市民が直接参加する対話会（意見交換会）が極めて重要であるとの考えであり、この意見交換会で市民意見を聴取する広聴機能が概ね確保されるとの考えであり、政策条例が策定された旨の報告は、「議会だより」や「議会ホームページ」の広報活動で担保できるのではないかと考える。

4 その他

市民意見の聴取する新たな議会広聴の手法として、

- ① 市長のタウンミーティングでの正副議長等のオブザーバー出席
- ② 正副議長等と市民のランチミーティング
- ③ 親子議場見学等を実施し、終了後に希望議員との対話会の開催等があげられた。

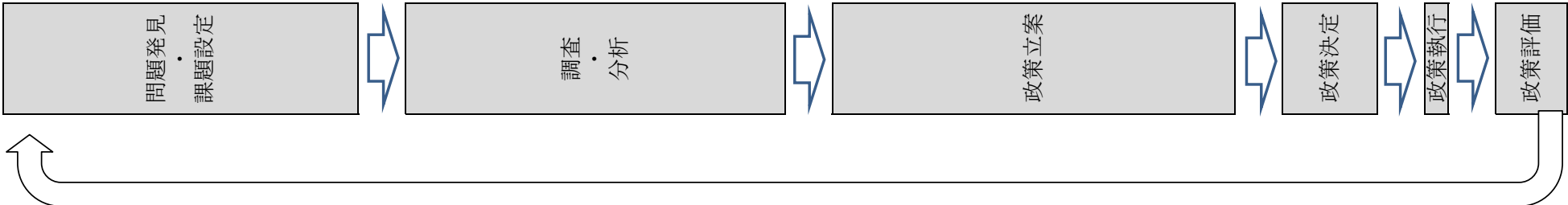
5 検討チーム委員の構成

平成25年9月19日現在

役職	委員氏名	所属会派
リーダー	小川 智之	自由民主党千葉市議会議員団
委 員	白鳥 誠	民主党千葉市議会議員団
	村尾 伊佐夫	公明党千葉市議会議員団
	中村 公江	日本共産党千葉市議会議員団
	湯浅 美和子	市民ネットワーク

6 開催状況

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成 25 年 9 月 19 日	1 リーダー選出について
第2回	10 月 3 日	1 今後の日程について
第3回	10 月 21 日	1 政策形成のフローについて 2 保健消防委員会で協議した墓地条例（千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正）の協議経過について 3 政令指定都市の政策条例策定状況について
第4回	11 月 22 日	1 政策条例を制定する手順について
第5回	12 月 16 日	1 他市の政策条例策定の取組み状況について 2 政策条例を制定する手順について
第6回	平成 26 年 1 月 10 日	1 他市の政策条例策定の取組み状況について 2 政策条例を制定する手順について
第7回	2 月 7 日	1 先進市の大学と議会とのパートナーシップの状況について 2 政策条例を制定する手順について
第8回	3 月 24 日	1 先進市の大学と議会とのパートナーシップの状況について 2 政策条例を制定する手順について
第9回	5 月 12 日	1 先進市の大学と議会とのパートナーシップの状況について 2 議会報告会等の検討について 3 政策条例策定体系検討チーム協議結果報告書について
第10回	6 月 3 日	1 政策条例策定体系検討チーム協議結果報告書について



○ 市民意見の聴取(請願・陳情、市民からの相談、意見交換会)



○ 議員(会派)からの問題提起



○ 幹事長会議で、この後の協議先等を確認



【市民意見の聴取する新たな議会広聴の手法として、以下の開催等があげられた】

- ・市長のタウンミーティングでの正副議長等のオブザーバー出席
- ・正副議長等と市民のランチャミーティング
- ・親子議場見学等を実施し、終了後に希望議員との対話会

- ・問題解決するための協議する場（組織）を決める。
- ・この後の協議先を確認 ⇒ 常任委員会（常任委員会で協議が困難の時は、要綱設置の（仮称）政策条例検討会を立ち上げる。）
- ・原則、常任委員会で協議だが、所管局がないもの（例えば議会基本条例作成等）は（仮称）政策条例検討会で協議する。
- ・最終目的（条例制定 or 政策提言 or 決議・意見書 or 附帯決議）を確認する。
- ・対応期限を確認する。
- ・方向性等が全会一致になれば5人以上の賛成者（会派）で発議の準備となる。

※協議先は幹事長会議、議会運営委員会、新たな特別委員会の設置、非交渉会派・問題提起する議員が出席できる会議の設置と様々な意見があった。

※政策条例作成の場合

○ 常任委員会((仮称)政策条例検討会)の開催



【（仮称）政策条例検討会の考え方】

- ・常任委員会と同等な会議とする。□
- ・要綱で設置する原則公開とした幹事長会議スタイルの会議とする。
- ・交渉会派1人、非交渉会派はオブザーバーとして1人出席とする。
- ・委員長、副委員長を選出する会派は、もう1人出席とする。
- ・記録（議事録）を事務局が作成する。
- ・協議を進めていく中で常任委員会に協議を移すことも可能とする。



○ 所管事務調査
他市の実態調査
利害関係者や学識経験者の意見聴取
市民意見の聴取(報告会・公聴会・意見交換会・アンケート調査)

- ・調査、意見聴取の順番は、臨機応変に実施する。
- ・意見聴取は臨機応変に実施する。
- ※調査費（旅費・講師謝礼・会議室使用料等）の予算計上が課題である。
- ※千葉市議会と市内大学の政策立案等のアドバイザー協定も政策形成の一つの手法と考えられる。□

○ 達成手段の決定

- ・調査・分析の結果、条例制定にそぐわない時は、政策提言・決議等の準備となる。

※政策条例作成の場合

○ 小委員会で条例案の骨子作成

- ・小委員会は正副委員長を含む4～5人の選抜会議で非公開とし、記録は概要録とする。

○ 議員間討議(議員主体)で条例案の作成

○ 市民意見の聴取(パブリックコメント・意見交換会)

【市民意見聴取の考え方】

- ・パプコメは市民に影響のある重要な案件の時だけ、執行部のパプコメの手引に基づいて実施する。
- ・意見交換会は、議会（事務局は会場設営、受付等の対応）が主体となり、執行部は同席せず質疑は出席議員で対応する。
- ・意見交換会は、原則、1回は実施する。
- ・意見交換会の開催時期・回数・会場（各区）、パプコメ実施時の意見交換会の開催時期は、臨機応変に判断する。

○ 小委員会で市民意見の対応を検討

- ・市民意見を反映させる条例案の作成や市民意見に対する回答案等を作成する。

○ 議員間討議で条例案・市民意見に対する回答等の確定

- ・市民意見に対する回答はホームページ等で対応とする。

○ 発議上程 ⇒ 採決

- ・常任委員会 or（仮称）政策条例検討会 ⇒ 幹事長会議に報告 ⇒ 議会運営委員会とする。
- ・常任委員会委員長 or（仮称）政策条例検討会メンバーからの発議上程とする。
- ・常任委員会では付託省略、（仮称）政策条例検討会メンバーからの発議も常任委員会で付託省略とする。
- ・結果の広報（議会日より・ホームページ）を行う。



○ 議決機関としての責任を整理・確認・検証
反映状況を所管事務調査(モニタリングするため常任委員会で継続事項とする。)
予算編成への取り組みや決算状況等を監視・評価

ICT化推進チーム協議結果報告書

はじめに

この報告書は、ICT化推進チームの協議結果について、千葉市議会「議会改革推進協議会」に提出するものである。

1 ICT化推進チームについて

(1) 構成

各会派（一部会派除く。）より選出の6委員

詳細は「3 検討チーム委員の構成」のとおり

(2) 検討項目

ICTの活用

(3) 協議内容

- ① 議会内部事務の効率化
- ② 情報受発信
- ③ ネット選挙への対応を含めた議員や議会のスキルアップ

2 ICTの活用について

(1) ICT化推進チームは、9月にタブレット型端末を活用した文書共有システム（以下「システム」という。）の体験会での各議員の意見（P25 別紙1：アンケート集計結果）を踏まえ、本市議会でシステムを導入することは、議会内部事務の効率化、議会活動の向上、今後のICT活用の観点から必要と判断した。

(2) 議会全体の合意のもとにシステムの本格稼働に向けて、情報共有サーバー導入のための平成27年度予算計上が必要と考えた。

(3) システムの本格導入には、以下の点のような具体的な検討・協議をさらに行うことが望ましい。（P27 別紙2：参考スケジュール）

① 導入するシステム・機種

- ・自己所有のタブレット端末の利用の考え方・セキュリティ
- ・システム・端末の調達方法、議会棟の通信環境の確認
- ・通信費の負担割合
- ・システムの堅牢性

② 運用に向けてのしぐみの整理

- ・電子化する会議の範囲、情報共有する対象資料の洗い出し
- ・執行部からの情報提供、情報共有方法の確立
- ・議場等にタブレット型端末を持ち込む際のルール化
- ・ペーパーレス化の検証
- ・リスク管理（システムがダウンした場合、バックアップの必要性等）

③ 議員個々の能力に応じた機器操作等の研修

④ 短期・長期の（仮称）千葉市議会ICT化推進プランの策定

3 検討チーム委員の構成

平成26年10月3日現在

役職	委員氏名	所属会派
リーダー	米 持 克 彦	自由民主党千葉市議会議員団
委 員	酒 井 伸 二	公明党千葉市議会議員団
	麻 生 紀 雄	民主党千葉市議会議員団
	佐々木 友 樹	日本共産党千葉市議会議員団
	山 本 直 史	未来創造ちば
	阿 部 智	次世代の党・維新の党

4 開催状況

開催数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成25年 9月19日	1 リーダー、連絡係等役割分担の決定
第2回	平成25年 10月2日	1 具体的な取り組みの検討 2 業務改革推進課から説明聴取
	平成25年 10月4日	シーテックジャパン 2013 視察（幕張メッセ）
第3回	平成25年 10月17日	1 具体的な取り組みの検討
第4回	平成25年 11月18日	1 具体的な取り組みの検討 2 執行部から意見聴取（業務改革推進課、議会事務局長）
	平成25年 11月20日	自治体向けタブレット端末 I C T 推進セミナーへ参加 （千葉市民会館）
第5回	平成25年 12月16日	1 セミナー参加報告 2 具体的な取り組みの検討 ・千葉市議会 I C T 化推進プラン案 ・アンケート実施案
	平成25年 12月16日	議員の I C T 環境アンケートを実施
	平成26年 1月9日	先進市の視察（逗子市議会） クラウド文書共有システム （タブレット端末＋クラウドコンピューティング）について
第6回	平成26年 2月10日	1 議員アンケート実施結果（P28 チーム資料3） 2 逗子市視察報告 3 千葉市議会 I C T 化推進プラン案
第7回	平成26年 3月19日	1 議会改革推進協議会での検討状況中間報告の結果について
	平成26年 2月14日	議会改革推進協議会での検討状況中間報告 （P30 チーム資料4）

開催数	開催年月日	主な協議内容
第 8 回	平成 26 年 5 月 16 日	1 今後の検討について（P 4 0 チーム資料 5）
第 9 回	平成 26 年 6 月 3 日	1 体験会の検討
第 10 回	平成 26 年 6 月 27 日	1 体験会の検討
第 11 回	平成 26 年 7 月 11 日	1 体験会の検討
第 12 回	平成 26 年 7 月 22 日	1 体験会の検討
	平成 26 年 7 月 28 日	議会改革推進協議会での検討状況中間報告（体験会の実施について）（P 4 1 ～ チーム資料 6 - 1、6 - 2、6 - 3）
第 13 回	平成 26 年 8 月 4 日	1 体験会の実施内容について
第 14 回	平成 26 年 8 月 28 日	1 体験会の実施内容について
	平成 26 年 9 月 1 日 ～ 19 日	体験会の実施（会派ごとに 6 回開催） (P 4 5 チーム資料 7)
第 15 回	平成 26 年 10 月 3 日	1 体験会アンケート結果について（P 2 5 別紙 1） 2 協議結果報告書について
第 16 回	平成 26 年 10 月 15 日	1 協議結果報告書について

タブレットを使った文書共有システム体験会 アンケート 集計結果

議会改革推進協議会 ICT化推進チーム

体験会実施期間:平成26年9月1日～19日

体験会参加者51人 アンケート集計数50人

研修会の内容について			
1 本日の研修は解りやすかったですか？			
①よく分かった	28 人	56.0 %	
②だいたい分かった	20 人	40.0 %	
③あまり分からなかった	2 人	4.0 %	
ICTを活用した情報共有について			
2 ICTを使った情報共有について、今後どう考えますか			
①進めるべきである	36 人	72.0 %	※1人未記入
②慎重に検討すべきである	11 人	22.0 %	
③その他	2 人	4.0 %	
・検討(進めるための)はすべきだが、ルール作りを合わせて調査・検討が必要。			
・全議員が同時に使用できるのであれば進めるべき。			
タブレット端末について			
3 操作は簡単でしたか？			
①簡単だった	26 人	52.0 %	
②難しかった	3 人	6.0 %	
③慣れればできそう	21 人	42.0 %	
4 資料は閲覧しやすかったですか？			
①閲覧しやすい	29 人	58.0 %	
②閲覧しにくい	3 人	6.0 %	
③資料によっては閲覧しにくい	18 人	36.0 %	
5 どんな機能が便利だと思いますか？(複数回答可)			
①資料閲覧	39 人	78.0 %	
②地図閲覧	24 人	48.0 %	
③写真閲覧	15 人	30.0 %	
④メール	18 人	36.0 %	
⑤カレンダー(会議開催日程等)	21 人	42.0 %	
⑥その他	5 人	10.0 %	
・すべて便利です。			
・日付ごとの閲覧BOXなど			
・議会事務局や、各所管からの情報提供のお知らせを送信。			
・質問の際に議場でスクリーンに映している写真や図などをタブレットに載せる。			
6 実際に使ってみたいと思いましたか？			
①使ってみたい	24 人	48.0 %	
②もっと研修すれば使ってみたい	14 人	28.0 %	
③すでに使っている	9 人	18.0 %	
④その他	3 人	6.0 %	
・そのうち			
・議会がやることに決めて、情報が取れることになれば使ってみたい。			

その他

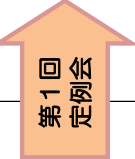
議会のICT化について、ご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。

記載	21 人	42.0 %
未記載	29 人	58.0 %

・自前で使いたい
 ・タブレットから紙ベースに落とせると良いと思った。
 ・個人で買って、システムとするならば良い。
 ・ペーパーレス大賛成
 ・精査していけばよいと思います。
 ・議会で一括購入
 ・全議員が同時に使用することが必要ではないか。
 ・費用がどの程度かも重要。
 ・細かい使い方が分からないため、本体の部分が使えると良いと思う。タブレットの機能の部分の勉強が必要だと思う。基礎部分に時間が必要と思う。
 ・想像以上に扱いやすく、画面も鮮明であった。
 ・資料の管理・事務の効率化の上でも進めてほしい。
 ・早く実施するべきです。
 ・とにかく書類が多くて困っています。探すのも大変です。早く使いたいものです。
 ・早期の導入をお願いいたします。
 ・できるだけ早く導入してほしい。
 ・委員会や本会議など、使用できる範囲のルール作りが今後必要。
 ・使う側の技術の向上。ある程度使いこなせるように研修することも含めて、全体のものにしていく。
 ・モラルの問題は、全体で検討する必要あり。議会審議中の使用に制限を付けるか等。
 ・議場で使う場合のルール作り、モラルを守るようにしないと発言している人の話を聞いていることになるのか疑問はある。
 ・要は、タブレットで対応するのか。全体で進まないと、煩雑なものになるが、うまくいけば事務局の方の負担も軽くなり、ペーパーレスに繋がる。
 ・委員長はじめ委員の皆様お世話になりました。
 ・ぜひ議会で導入していただきたく思います。費用は、他の費用（視察等）をカットしていけばよいのでは？
 ・参考までに導入する際の実費（コスト）について、イメージを伺ったが、一定の予算は覚悟しなければならないものの、紙面、紙類主流の体制と比べれば、かなりのコスト削減効果が図られ、何よりも「ICT」の持つ戦略的機能が生かせる有効性は高く、その比ではないと考える。したがって、議会全体として、そのメリット、有効性等を共有（認識）するためにも、「現体制との比較」を資料等でより明快にすべきと考える。
 ・議会のICT化を具現・充実させていくうえで、「議会事務局」並びに二元代表制を構築する一方の「市長部局（管理職層）」にも並行して導入を考えないと本格的機能、結合的（市政全般）機能が発揮できないと考えるので、常にそれを念頭に置いた導入・体制確立を図るべきと考える。
 ・今回の体験会は非常に価値ある会であったと思います。
 ・今期中に「議会のICT化」を全議員の総意で前に進めてほしいです。
 ・議員1人ひとりの力量アップも大切ですが、個々の議員がどうであろうと、議会としての力量アップ、機能アップ、環境整備をしなければならないと考える。議会の力量アップとは、社会状況の変化を見極め、市民とともに歩める議会としてのしくみづくりにICTをどう活用するかということだと思う。
 ・進めてください。
 ・部会の皆様ご苦勞様です。
 私としては、タブレットを活用することによって議会事務局や所管の職員の時間を浮かせ、調査研究や、新しい事業の構築に回していただけたらと思います。
 定例議会中の例えば『本日の議事日程』なども、紙で置くことはやめるなど、誰でもできるような事務作業を減らしていき、議会の政策立案能力の向上のためにエネルギーを注いでほしいと考えています。また、議員にとっては、膨大な資料をすぐ検索できることがありがたいと思います。とはいえ、タブレットは重い！のが難点ですね。

タブレット型端末を活用した文書共有システム導入スケジュール（参考）

ICT化推進チーム

平成26年度		平成27年度				平成28年度
	～3月	4月～6月		7月～9月	10月～12月	平成28年1月～3月 4月～
議会日程 （予定）						
導入・運用 準備等				○施行決定	○契約行為（競争入札・プロポーザル等） ○導入（契約）	
課題の 検討・協議	諸課題の検討・協議 1 導入するシステム・機種 ・自己所有のタブレット端末の利用の考え方・セキュリティ ・システム・端末の調達方法、議会棟の通信環境の確認 ・通信費の負担割合 ・システムの堅牢性 2 運用に向けてのしくみの整理 ・電子化する会議の範囲、情報共有する対象資料の洗い出し ・執行部からの情報提供、情報共有方法の確立 ・議場等にタブレット型端末を持ち込む際のルール化 ・リスク管理（システムがダウンした場合、バックアップの必要性等） 3 議員個々の能力に応じた機器操作等の研修 4 短期・長期の（仮称）千葉市議会ICT化推進プランの策定					

平成25年12月実施 千葉市議会議員ICT環境調査
アンケート集約結果

議員数：54名 回収枚数：54（回収率100%）

【議員の年齢と性別】

【年齢】	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	平均
（人）	0	7	15	14	13	5	53.9歳

（H25.7.1現在）

【性別】	男性	女性	計
（人）	45	9	54

【Q1 携帯電話について】

①

持っている	持っていない
54	0

携帯メールを利用

②

している	していない
49	5

携帯でインターネットを利用

③

している	していない
31	23

【Q2 パソコンについて】

①

パソコンを 持っている	持っていない
53	1

持ってる方のうち、パソコンを自分で操作

→

②

している	していない
48	5

パソコンでメールを利用

③

している	していない
46	7

パソコンでインターネットを利用

④

している	していない
48	5

参考【資料の受信方法について（今回の調査とは別に、調査したもの）】

平成25年12月実施

希望する資料の受信方法

メールのみ	FAXのみ	両方
35	15	4

【Q3 スマホ、タブレット端末について】

スマホを

①

持っている	持っていない
25	29

タブレット端末を

②

持っている	持っていない
13	41

【Q4 SNS等の利用状況について】

① ホームページを開設し、利用		
している	していない	
38	16	
② ブログを開設し、利用		
している	していない	
28	26	
		利用者のうち、
		→
③ ブログを自分で入力		
している	していない	
25	3	
④ フェイスブックを開設し、利用		
している	していない	
28	26	
⑤ ツイッターを開設し、利用		
している	していない	
18	36	
⑥ LINEを利用		
している	していない	
17	37	

【Q5 ICT関連の研修について】

研修に		
参加 したい	内容によって 参加	参加予定 なし
17	31	3

【ご意見・アドバイス等】

- ・年配者がわからない時には、いつでもご教示願えるような係を設置してください。（H）
- ・議会中、机上に配られる日程などは、議場にスクリーンを用意して投影するなどして、紙の使用を削減する取り組みを進めてほしい。（Y）
- ・委員会の日程決めなども、事務局の手をわずらわせることなく、委員同士のメーリングリストを作って都合を合わせれば、時間も手間もはぶけると思う。（Y）
- ・先進市になるよう積極的に取り組んでいただくことを期待しています。（T）
- ・手とり足とりお願いします。（S）
- ・お金をかけないように出来る方にはICT化を進めればよい。（K）
- ・特にない。（I）
- ・Facebookの利用方法について研修してほしい。（K）
- ・あまり乗り気ではない。（M）
- ・タブレットを配りましょう。Wifi環境と委員会へのパソコン持ち込みを可能に！（O）

ICT化の狙いと 具体的な取り組みについて (中間報告)

平成26年2月14日

1-1. 背景（基本理念より）

<抜粋>

- ① 「地方自治の主人公である住民から
選挙で選ばれた議員」
- ② 「二元代表制の一翼を担う存在として（中略）
住民の負託にこたえる責務を負っている」
- ③ 「市民への情報発信や市民との情報共有など
市民参加の推進に努める」
- ④ 「執行機関の政策決定及び事務執行に対する
監視・評価に加え、政策立案、政策提言に
積極的に取り組む」
- ⑤ 「市議会自らが変わろうとする努力を
引き続き惜しまず」

1-2. 背景（議会と情報化）

◇情報化社会の進展と市民生活

- ・情報化社会と呼ばれて久しい
- ・スマホの普及等、情報技術は日進月歩
- ・ネットの利用頻度高、生活の一部

◇千葉市役所と情報化

- ・レガシーシステムの見直しを始め様々な取り組み
- ・HPのリニューアル、SNSの活用、BPR等々
- ・オープンデータ・ビッグデータの活用等新たな取り組みも

◇議会はどうか？

- ・旧態依然とした典型的な紙文化
- ・Face to Face、個別の電話・FAX等によって情報伝達
- ・情報化とは縁遠い原始的な文化から抜け出せないまま

1-3. 背景 (結論)

情報化の遅れ

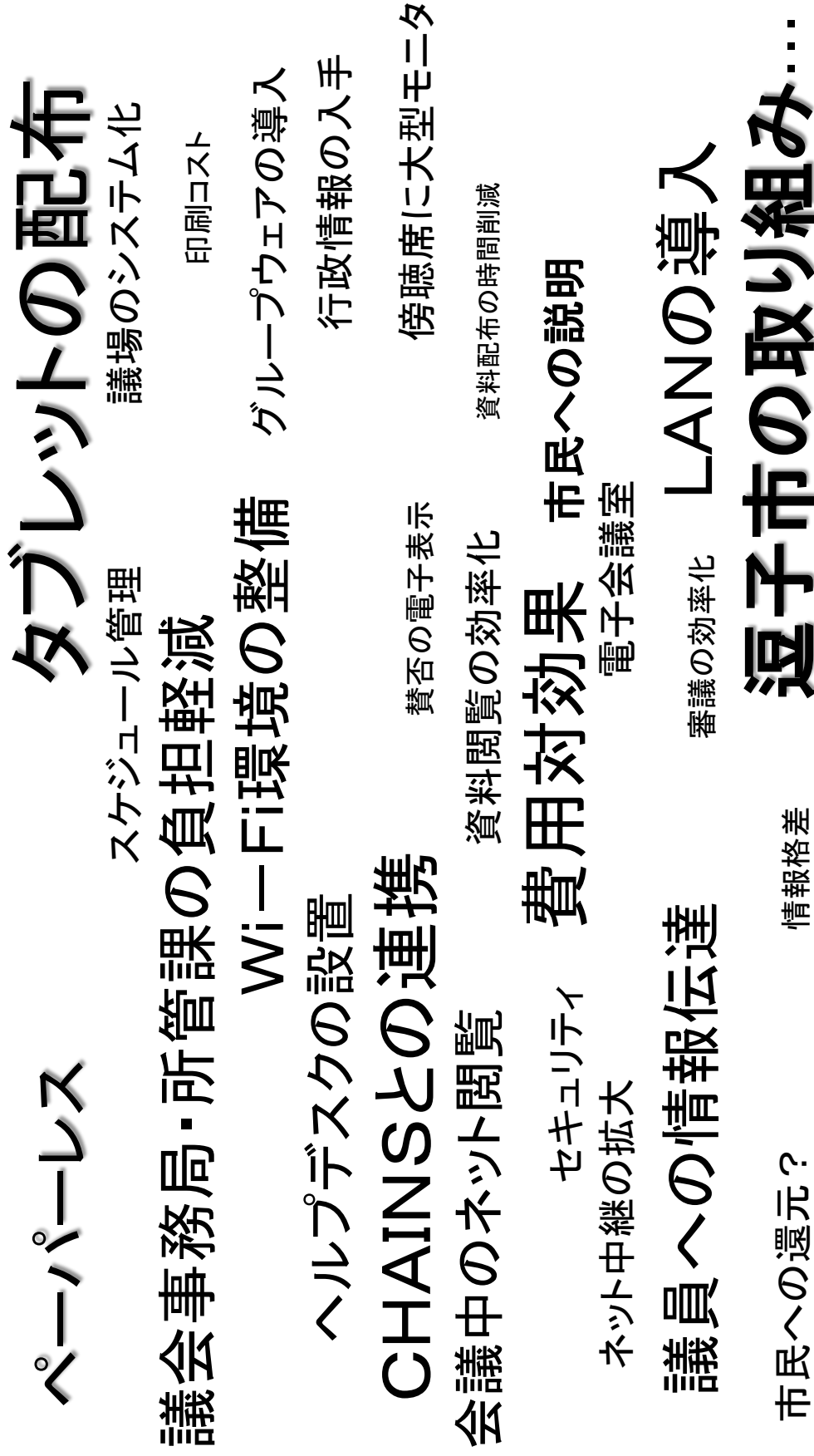
市民意識との乖離
(=議会への関心低下)

議論及び意思決定の
遅延にも直結



- 議会における一般世間並みのICT化
 - 各議員の情報リテラシーの向上
- は、議会改革の必須課題！

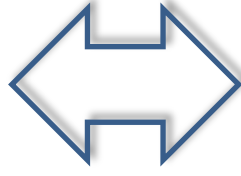
2. 様々な検討・・・



3. 逗子市の取り組みから

◇タブレットの有用性は確認

- ・誰でも扱いやすい（最高齢79歳）
- ・情報の閲覧、引き出しが容易＝市民への説明時に効力！
- ・手軽な情報管理



◇タブレットは万能ではない

- ・予算／決算レベルの膨大な資料、A3資料などは紙がベター
- ・アプリケーションは発展途上
- ・「審議の効率性」に若干の疑問

4. アンケート結果

◇9割方パソコンを利用

- ・ 自ら操作：48／54
- ・ インターネット：48／54
- ・ メール：46／54

◇概ね半数がSNS等を利用

- ・ ホームページ：38／54
- ・ ブログ：28／54
- ・ フェイスブック：28／54

◇大方が研修参加意思あり

- ・ 参加希望：17／54
- ・ 内容によって参加：31／54
- ・ 参加予定なし：3／54

5. ICT化の狙い（目的）

- ①必要最低限のインフラ環境の整備
- ②（非効率な）業務運用ルールの見直し

＝一般世間並みにICTを有効活用する



- ③議会全体及び議員の情報リテラシー向上
- ④市民の市政への参加意識の向上

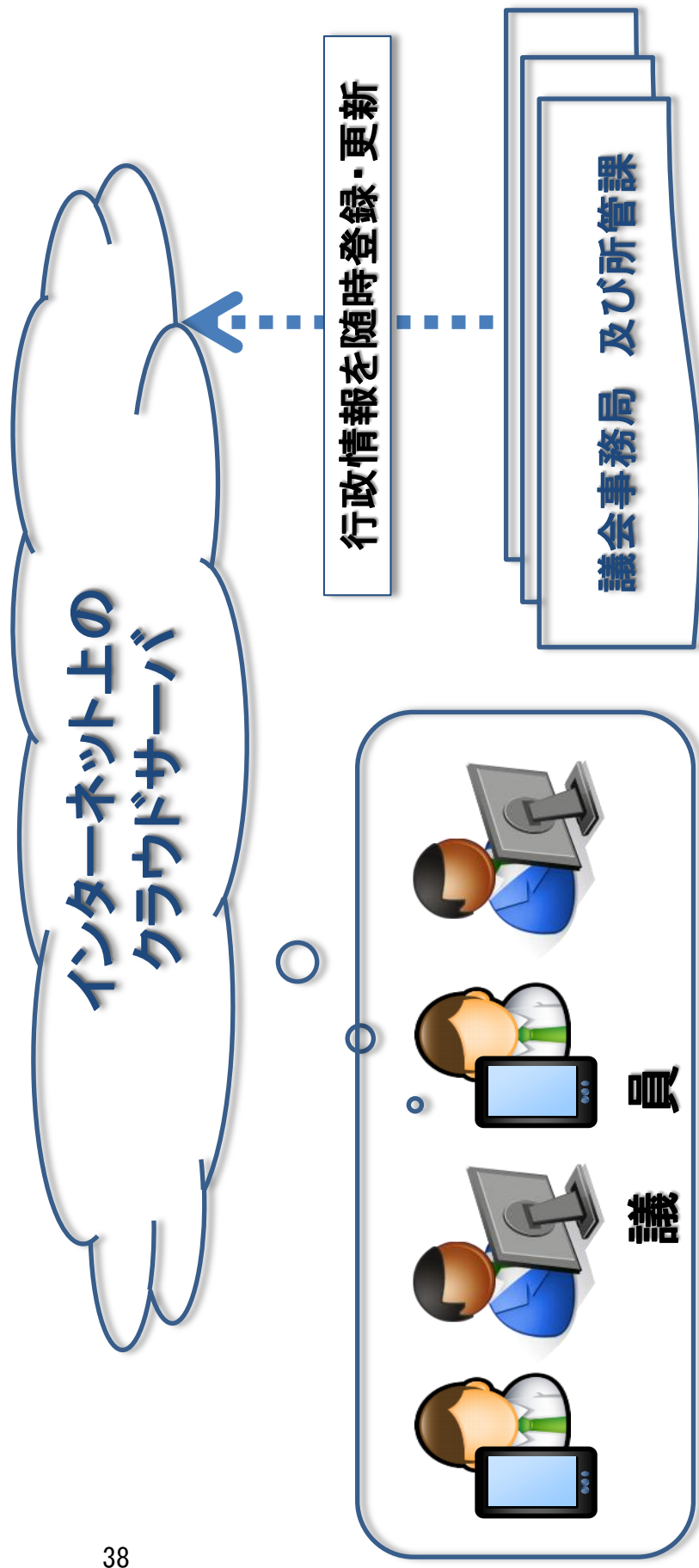
補足

- ◇過剰投資とならないこと
- ◇議員個人で取り組むべきことは盾分けること
- ◇行政側の情報環境に過度に干渉しないこと

6-1. 具体的な取組み（概要）

◇行政情報（資料）に常時アクセス可能な環境を構築

- ・ 議員各自のPC（タブレット含む）から「ID、パスワード」でアクセス可能とする
- ・ 議員への各種情報提供についても、この仕組みを活用する
- ・ 希望者にはタブレット端末を斡旋する



6-2. 具体的な取組み（利点）

◇“情報力”アップ（＝情報リテラシーの向上）

- ・膨大な情報の中から必要な情報が随時閲覧可能＝審議の質向上
- ・タブレット等モバイル端末の活用により説明対応力向上
- ・議員間の情報格差の是正

◇業務の効率化

- ・事務局、所管課から議員への情報提供業務の効率化
- ・一定の紙量の縮減＝資料の管理・整理の手間の省略
- ・電子データ活用による資料作成の効率化

◇即効性

- ・短期間での環境構築が可能
- ・難しい研修会は不要
- ・比較的安価

I C Tの活用（I C T化）検討フローチャート（案）

平成26年5月16
I C T化推進チーム

チーム資料5

【検討1】 I C Tを活用する事業の洗い出し

- <事業例>
- 電子化された議会等に関する情報の管理と共有
(1)「議会運営に関する情報」や「執行部から送付・提供される情報」等の管理
<情報の例として>
【議会運営関係】
①議案書 ②議案説明資料 ③質問原稿 ④質問関係資料 ⑤答弁資料
⑥本会議・委員会等配布資料 ⑦シナリオ ⑧会議録 など

- 【議会広報・刊行物関係】
①議会だより ②議会提要 ③先例（事例）集 ④管理職名簿
⑤市政概要 など

- 【執行部情報】
①記者発表資料 ②実施計画等の各種計画（案） など
(2) 情報共有の範囲
①議員 ②議会事務局職員 ③市長ほか執行部職員 ④市民 など

- 議会等に関する情報の活用
(1) 本会議及び委員会の運営における活用
ア 審議、審査中の資料の閲覧
イ 議場及び委員会室における傍聴者への表示
(2) 議員の個人活動における議会等に関する情報の活用
／支持者、後援会等への活動報告等

- 会議録
ア 全議員、市長等に配布・保管
イ 議会図書室、市政情報室、図書館等における閲覧
ウ 会議録検索システム（電子データとして実施中）

- I C T機器の活用（パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど）
(1) 日常の通信機器として／通知、事務連絡、スケジュール管理・調整など
ア 議長・特別委員会委員長から各議員への通知
イ 事務局と議員間の連絡、執行部と議員間の連絡
ウ 議員間の連絡
エ 常任・特別委員会の開催、行政視察等のスケジュール調整・管理
(2) 災害時のI C T機器の活用
ア 議員個々の情報収集・災害対策会議（事務局）への報告
イ 事務局から議員への情報提供、事務連絡

- 議会等に関する情報のビッグデータ・オープンデータ化

- <参考>
○議決事項への賛否表示（流山市の例）
○議会広報（一部実施中）

【検討2】 洗い出した事業の整理

- <例>
- I C Tを活用する事業・しない事業
 - 活用する事業の優先順位付け
<優先度の基準（例）>
・活用の効果（市民参加の推進など）
・経費 など

【検討3】 対象資料の洗い出し／課題整理

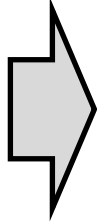
- 議会関係資料の種類、量
- <課題の例>
- 電子データでは閲覧しにくい資料の扱い
・A3資料、大型地図、大型図面など
・電子データと紙資料の併用
 - 外部から紙で受理した文書の扱い
・P D F文書への変換など

【検討4】 機器活用の課題整理

- <課題の例>
- 議場等へのI C T機器持ち込みのルール化が必要
 - 活用範囲が広くなれば経費が増大。
 - 議員間に、I C T技術の格差がある。
 - 端末機器の保有など、議員のI C T環境が異なる。
 - 機器（データ）だけでは閲覧しにくい資料
（A3資料など）の活用方法

【検討5】 システム構築の検討

- <検討項目例>
- システム化の必要性の検討
①洗い出した事業を、個別に実施するか、統合して実施するか
<判断基準（例）>
・効率性 ・拡張性 ・経費など
 - システム構築の手法の検討
①千葉市議会が単独でシステムを開発（委託）するか（市議会・業務改革推進課）
②市議会が外部研究機関（I C T研究チームなど）とシステムを共同開発するか
③既存システム（逗子市議会など）を運用するか
④その他の手法
<判断基準>
・汎用性 ・拡張性 ・システム導入の時期
・経費 ・システム導入の効果（市民参加など）
 - I C T機器活用の課題に対する検討
(1) 議員、端末機器の使用範囲
①一部の議員が手持ちのパソコン等を使用してシステムを活用する
②正副議長・委員長など役職者が共通の端末（i P a d等）を使用して活用する
③全議員が共通の端末（i P a d等）を使用
<判断基準>
・事業効率 ・I C T機器や技術の格差解消
・経費 など
(2) 格差解消のための議員研修 など
 - システムの構築スケジュール／運用開始時期



千葉市議会 I C T化推進計画（案）の策定

I C T化推進チーム案の策定・報告（～8月） ⇒ 改革推進協議会における協議、決定（～9月）

※チーム報告は、結論のみではなく、チームの検討過程における各論記載

ICT化推進チーム中間報告 その2

1 前回の報告の確認

2 その後の協議により見えてきた課題

- ① 現時点での行政側（総務局：総務課、業務改革推進課、情報システム課）の協力
議会として、具体的な「したいこと」が決まらなければ、執行部は動けない。
- ② 議会側の推進体制の確立
推進担当を中心に積極的に取り組む仕組みづくり。

3 実現に必要な取り組み

- ① 議会として目指す（目指したい）システムの全容
- ② 議会側の体制確立
実行（推進）チームの設立 ※相当の負担がかかるため、慎重に判断
- ③ 上記システムの可能性（技術面・運用面）の検証
総務局（総務課、業務改革推進課、情報システム課）との協議
- ④ 予算確保及びシステムの導入

4 体験会（デモンストレーション）の実施（資料6-2）

他自治体で実績のあるシステム開発業者の協力を得て、体験会（デモンストレーション）を実施

文書共有システム体験会（デモンストレーション）の実施について

1 目的

逗子市議会が導入している文書共有システムの体験会（デモンストレーション）を行い、導入するにあたっての課題を整理する。体験会（デモンストレーション）は、全議員が体験する機会とすることで千葉市議会のICT化推進の一助とする。

2 対象者

全議員

3 実施方法

タブレット端末とシステムソフトを、逗子市議会に導入実績のある、東京インタープレイ（株）より無償で借り入れて行う。（ただし端末は、議員個人の所有するものの使用も可とする。）

（1）対象とする文書

対象とする文書は、次の文書の中から、体験会の実施までに準備が可能なものを選択する。ただし、体験会では、セキュリティ対策として、個人情報や、公開前の情報などの機密性のある文書は対象としないものとする。

【議会運営関係】

① 議案書 ② 議案説明資料 ③ 本会議・委員会等配布資料など

【議会広報・刊行物関係】

① 議会提要 ② 先例（事例）集 ③ 調査時報 ④ 管理職名簿
⑤ 市政概要 ⑥ 議会だよりなど

【執行部情報】

① 記者発表資料 ② 実施計画等の各種計画（案）など

（2）日時等

- ・ 9月1日から10月10日までの間に定員20人で3回程度実施する。
- ・ 各回 1時間30分程度とする。
- ・ 実施日は、定例会の直前や、第3回定例会中の本会議を午後1時に開会する日の午前中など、会派ごとの希望により調整する。
- ・ 当日参加できなかった方は、他の開催日に参加することも可能とする。

＜候補日＞・議会開会前の9月1日～5日

- ・ 議会開会中の午後1時開会日の午前中・本会議散会后・休会日
- ・ 議会閉会后から10月10日まで

(3) 場所 第2委員会室 ほか

(4) 説明者 東京インタープレイ株式会社
(逗子市議会文書共有システム導入業者)

(5) 実施(予定)内容

タブレット端末を使った文書共有システムなどの体験

(参加者にタブレット端末(20台)を貸与する。)

ア タブレット端末の活用事例の紹介

逗子市議会ほか、タブレット端末の活用事例紹介

イ 機能の説明・体験

タブレット端末の基本的な操作方法と資料の閲覧やメールの送受信など

ウ 会議形式での資料閲覧の実施

タブレット端末を使い、執行部配布資料を閲覧

エ 意見交換

4 ICT化推進チームが体験会で確認すること

- ・利用可能な機能の確認
- ・資料の扱いやすさの確認
- ・利用対象端末、接続環境の確認
- ・議員のICTスキルに応じた研修計画案の検討
- ・課題の洗い出し等

ICT化推進チーム 今後のスケジュール (案)

チーム資料6-3

平成26年				
	7月	8月	9月	10月
議会日程 (予定)			9月8日(月)~ 第3回 定例会	第4回 定例会
協議の場/協議項目				
議会改革推進協議会	28日(月) 10時		代表者会議日 10時	第3回 定例会 午後会議日の午前中
	体験会の開催を報告		予備日 (協議の進捗状況により開催)	月末の開催を予定 報告
ICT化推進チーム (ICTの活用)		4日(月) 16時	代表者会議日 10時	第4回 定例会 午後開議日の午前中
		28日(木) 10時		
体験会	体験会の実施方法の検討		体験会実施準備 (ICT化推進チーム)	
	体験会		体験会	
報告書作成	報告書作成		報告書作成	
	報告書作成		報告書作成	

タブレット端末を使った文書共有システム体験会

デモンストレーション

議会改革推進協議会 ICT化推進チーム

<スケジュール>

◆ リーダー挨拶

◆ 実際にタブレットを使って一

東京インタープレイ株式会社(逗子市委託請負業者)

◆ 質問・意見交換

◆ アンケート記入